

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
介護老人福祉施設つつじが丘めぐみ 運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白恵会が設置運営するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設特別養護老人ホームつつじが丘めぐみ（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

2 施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービスを提供するものとの密着な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通り

- (1) 名称：介護老人福祉施設つつじが丘めぐみ
- (2) 所在地：和歌山県和歌山市つつじが丘5丁目3番7

(定員)

第4条 施設の定員は29名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|------------|
| 一 ユニット数 | 3ユニット |
| 二 ユニットごとの入居定員 | うめ10名（2階） |
| | もも9名（2階） |
| | みかん10名（3階） |

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第5条 施設に次の従業者を置く。

- 一 管理者1名（常勤兼務）
- 二 事務員1名

- 三 生活相談員 1 名（常勤専従）
 - 四 介護支援専門員 1 名（常勤兼務）
 - 五 介護職員名 12 名以上（常勤専従 13 名）
 - 六 看護職員 1 名以上（常勤専従 2 名・非常勤 3 名）
 - 七 機能訓練指導員 1 名（常勤専従）
 - 八 医師 1 名（非常勤嘱託 1 名）
 - 九 栄養士 1 名（非常勤）
 - 十 調理員等必要数（非常勤）
- 2 前項において「計画担当介護支援専門員」とは、第 15 条に規定する施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員を指すものとする。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことが出来る。

（職務）

第 6 条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 介護支援専門員

入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

五 介護職員

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 医師

入居者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 栄養士

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

十 調理員

入居者に提供する食事の調理業務に従事する。

(事務分掌)

第7条 従業者ごとの事務分掌及び日常業務の分担については管理者が別に定め、入居者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

(会議及び委員会)

第8条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- 一 職員会議
- 二 役職・リーダー会議
- 三 サービス担当者会議
- 四 ケース会議
- 五 身体拘束廃止委員会
- 六 リスクマネジメント委員会
- 七 感染症対策委員会
- 八 その他施設長が必要と認める会議及び委員会

2 会議及び委員会の運営に必要な事項は施設長が別に定める。

第3章 入居及び退居

(サービス提供困難時の対応)

第9条 施設は入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

(入退去)

第11条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難なものに対し、指定地域密着型福祉施設サービスを提供する。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。

3 施設は、入居申込者の入居に際しては、居宅介護支援事業者に対する紹介等に、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 施設は、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

- 6 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退去後におかれることとなる環境を勘案し、入居者の円滑な対処のため必要な援助を行う。
- 7 施設は、入居者に次の事由が生じた場合は、身元引受人に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除をについて予告するものとする。
 - 一 入居者が無断で退所し、7日間経過しても帰所の見込みがないとき。
 - 二 入居者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院する事が見込まれるとき。
 - 三 入居者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
 - 四 入居者が負担すべき費用を3ヶ月滞納したとき。
- 8 入居者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。
 - 一 要介護等認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。
 - 二 入居者が死亡したとき。
 - 三 入居者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
 - 四 施設が前項に規定する契約解除の予告し、予告期間が経過したとき。
 - 五 入居者が入院した後、おおむね3ヶ月を経過しても退院できないとき。
 - 六 他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。
- 9 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
ただし、介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、和歌山市の住民(被保険者)の方に限る。
- 10 施設は、入居者の退去の際しては、居宅サービス計画の作成等の援助のため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入居時の書類等の引継)

- 第12条 入居者又は身元引受人(家族等)は、入居時の契約に基づいて、入居者の次の書類等を用意し施設長に引き継ぐことができる。
- 一 健康保険証
 - 二 介護保険制度における被保険者証
 - 三 その他必要と認める書類等
- 2 施設は、前項で定める書類を引き継いだ入居者について、第11条第8項に規定する事由により契約が終了した場合には、身元引受人(家族等)と協力し、民法等関係法令の規定及び公序良俗に反しない手続きにより、引き継いだ書類の処分を行うものとする。
- 3 第1項及び第2項に規定する事項の具体的な取扱いについては、施設長が別に定める。

(入居者の入院中の取扱)

- 第13条 施設は入居者について、入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び身元引受人(家族等)の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにするものとする。

第4章 入居者に提供する施設サービスの内容及び費用負担

(基本原則)

第14条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、第15条に規定する施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- 6 入居者の被保険者証に介護保険法第87条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して施設サービスを提供するものとする。
- 7 施設サービスの提供に当たっては、入居者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、入居者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、入居者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。

(施設サービス計画)

第15条 計画担当介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営むうへで入居者が解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、第1項に規定する施設サービス計画の原案及び第2項に規定する変更案について入居者に対して説明し、同意を得るものとする。

(介護)

第16条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援

- 二 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
- 三 排泄の自立についての必要な支援
- 四 おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 五 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

（相談及び援助）

第17条 生活相談員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与）

第18条 施設は入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は身元引受人（家族等）において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 施設は入居者の身元引受人（家族等）との連携を図るとともに、入居者とその身元引受人（家族等）との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（食事の提供）

第19条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

・食事時間は、次の通りとする。

(1)朝食 午前7時30分～ (2)昼食 午後12時00分～ (3)夕食 午後5時00分～

3 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。

4 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援するものとする。

（機能訓練）

第20条 機能訓練指導員は、入居者に対し、施設サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

- 第21条 医師又は看護職は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採り、その記録を個人別に記録しておくものとする。
- 2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用器材器具を備え付ける。
- 3 入居者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。

(施設サービスの利用料及び費用等)

- 第22条 施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保険施設サービスについて介護保険法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保険施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項の利用負担料による施設サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入居者から費用の支払いを受ける事ができる。
- 一 食事の提供に要する費用 (朝食 325 円 昼食 610 円 夕食 610 円)
- 経管栄養の方の場合は、当施設では、濃厚流動食の1日摂取量を2回に分けて注入をさせていただきます。CV・CV ポート・点滴管理の方も管理料として1日 705 円となります。
- 入居者負担段階による1日負担限度額 第1段階 300 円/日、第2段階 390 円/日
第3段階①680 円/日、第3段階②1,420 円/日
第4段階 1,545 円/日
- 二 居住に要する費用(ユニット型個室)
- 入居者負担段階による1日負担限度額 第1段階 880 円/日、第2段階 880 円/日
第3段階①1,370 円/日、第3段階②1,470 円/日
第4段階 2,066 円/日
- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用(別紙1のとおり)
- 四 複写物の交付に要する費用 (実費負担の場合あり・一枚 10 円)
- 五 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
- ①教養娯楽費(材料費等)実費
- ②電気代: 1 家電につき 1,320 円/月 エアコン使用時期: 2,200 円/月
- ③理美容代: 1,800 円～
- ④その他の日常生活品費 (別表1のとおり)
- 4 第3項各号に規定する施設サービスの提供にあたっては、入居者又は身元引受人(家族)に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第五号までに掲げる費用に係る同意については、文

書によるものとする。

- 5 第3項第一号及び第二号について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。
- 6 第3項第二号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することが出来るものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該入居者から居住費を徴収せず、短期入居生活介護利用者から短期入所の滞在費を徴収する。
- 7 施設は、第3項各号に定める利用料について、経済状態の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、入居者に対して、変更を行う1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。
- 8 第1項及び第3項に規定する施設サービスの提供に係る会計は、それぞれ施設が行う他の事業会計と区分するものとする。
- 9 施設は、入居者が負担すべき施設サービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき入居者から支払いを受けた時には領収書を、それぞれ入居者に交付するものとする。また、「法廷代理受領サービス」に該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。

(入居者に関する市町村への通知)

- 第23条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- 一 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設サービス提供に関する記録)

- 第24条 施設サービスの実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握に資するため、施設サービスの提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。
- 一 施設サービス提供に関する記録
 - イ 施設サービス計画書
 - ロ 施設サービスの提供の状況及び入居者の施設での生活の経過に係る記録
 - 二 苦情、事故、身体拘束に関する記録
 - 三 第22条に規定する市町村への通知にかかわる記録
- 2 前項に掲げる記録については、そのサービスを提供した日から5年間は保存しておくものとする。

第5章 施設利用にあたって入居者が留意すべき事項

(外出及び外泊)

第25条 入居者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第26条 入居者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

面会時間は、9時00分～17時00分

(身上変更の届出)

第27条 入居者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(禁止行為)

第28条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 四 その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第29条 入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第30条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回(うち、1回は夜間想定)定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 入居者は、第1項の対策に可能な限り協力しなければならない。

3 施設は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(施設サービスの評価)

第31条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第32条 管理者は、施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入居者に報告するものとする。

2 施設は、入居者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 施設は、苦情を申し立てた入居者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(身体拘束等の原則禁止・身体拘束適正化に関する事項)

第32条 施設は、サービスの提供に当たって、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に、身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。入所者または家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第33条 施設は、高齢者虐待の発生またはその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設内にて高齢者虐待を受けたと思われるような高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(秘密の保持)

第34条 従業者は、業務上知り得た入居者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(衛生管理)

第35条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第36条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 施設からの診療の求めがあった場合等において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時などの対応を取り決めるように努めるも

のとする。

- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

- 第37条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 施設が得た利用者の個人情報については、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

- 第38条 施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。
- 2 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
 - 3 施設は、提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(地域との連携等)

- 第39条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 施設は、そのサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第40条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条の2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとする。
 - 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第41条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第42条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第43条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人白恵会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行適用する。

この規定は令和3年10月1日に一部改正する。

この規定は令和5年4月1日から一部改正する。

この規定は令和6年4月1日から一部改正する。

この規定は令和8年8月1日から一部改正する。

(別表 1)

1 食費・居住費の費用

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1,545 円/日 (朝食 325 円、昼食 610 円、夕食 610 円)	※
居住に要する費用	ユニット型個室 第一段階 880 円/日 第二段階 880 円/日 第三段階① 1,370 円/日 第三段階② 1,470 円/日 第四段階 2,066 円/日	

※朝食、昼食、夕食に分けて設定することも可能

2 その他の費用

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	消費税含む実費	※とろみ剤 40 円/日
レクリエーション・クラブ活動材料費	実費 (200～300 円)	
買い物 (嗜好品・衣類)	実費	
理美容代	1,800 円/回～	
ジュース	110 円 (税込) ～	
電気代	1 家電につき 1320 円 (税込) /月	※1
おやつ代	60 円/日	※希望者
診療費	医療機関請求分	
本人の嗜好による外出にかかる交通費	～3km まで一律 420 円 プラス 1km ごと 40 円 (片道)	
看取りにかかる費用	清拭 22,000 円 (税込) 佛衣 3,090 円 (税込) 御顔当て 670 円 (税込)	
経管栄養の注入食管理料	705 円/日	1 日摂取量を 2 回に分けて注入

※1 エアコン代については、7 月～9 月・11 月～4 月一律 2,200 円/月。

3 物品販売価格表 (税込)

ティッシュ 100 円/1 箱

義歯洗浄剤 1,000 円/1 箱

電池 (1 本あたり) 単 1 : 200 円・単 2 : 150 円・単 3 : 100 円・単 4 : 120 円